

## 令和3年理事会議事録

- 1 日 時 令和3年2月15日（月）午後1時30分～午後2時50分
- 2 場 所 和歌山市茶屋ノ丁2番1 和歌山県自治会館 304会議室
- 3 出席者 中芝理事長 (岩出市長)  
岡野常務理事 (学識経験者)  
平木理事 (橋本市長)  
平野理事 (高野町長)  
中山理事 (有田川町長)  
井澗理事 (白浜町長)  
坂本理事 (和歌山県国民健康保険団体連合会事務局長)  
  
[書面出席]  
下副理事長 (和歌山県副知事)  
尾花副理事長 (和歌山市長)  
三軒副理事長 (太地町長)  
望月理事 (有田市長)  
真砂理事 (田辺市長)  
小谷理事 (みなべ町長)  
中西理事 (和歌山県歯科医師国民健康保険組合理事長)
- 4 事務局 事務局次長・参事・総務課長・電算介護課長・審査第1課長・  
審査第2課長・総務課長補佐・総務課 庶務係長

### 司 会

定刻がまいりましたので、ただ今から理事会を開催いたします。

開会の前に、本日の議案の中でも説明いたしますが、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種事業の一部を本会が実施することとなりましたので、その事業の概要について、常務理事から説明させていただきます。

### 常務理事

それでは説明させていただきます。新型コロナウイルスのワクチン接種につ

いてですが、風しんの抗体検査及び予防接種に係る医療機関への支払等業務については、厚労省からの要請で令和元年度から3年間、国保連合会が受託しているという状況でございます。そういうこともあってだと思いますが、新型コロナウイルスワクチンの住所地外接種に係る費用の支払事務について、厚労省から同様の協力要請がございまして、全国の国保連合会が実施するということになっております。これに伴う規程の改正や令和2年度予算の補正及び来年度予算の計上については、後に事務局の方から説明させていただきます。

お手元の資料にありますように原則住所地内で接種が行われますが、例外として入院・入所、遠隔地での下宿や単身赴任、また、基礎疾患を持つ人が主治医の下で接種する場合などやむを得ない場合には、住所地外接種が認められておるところであります。住民が住所地内の医療機関、これは集団接種患者も含みますけれども、そちらの方で接種を受けた場合、医療機関から市町村にクーポン券等が送付されます。それに基づいて市町村が医療機関に支払うという流れになります。

しかし、先ほど説明させていただきましたように住所地外で接種が行われた場合は、県外も含め国保連合会、県外の場合は国保中央会を経由した請求支払が行われることとなります。

優先的に接種が行われる新型コロナウイルス感染症患者に直接医療を提供する施設の医療従事者等に対しては、国は住民へのクーポン券交付前に接種が始まる計画を作っております。そのためクーポン券が交付される前にワクチネーションシステムと呼ばれます、いわゆるV-SYSと資料に書かれているシステムにより出力され、クーポン券と同様の内容が印刷された予診票のみで行われることとなります。ただ、この場合も住所地外での接種の場合は、先ほど説明させていただきましたのと同様、国保連合会経由での支払いと聞いております。

訂正がございまして、ファイザー社のワクチンについては、ここに1バイアル当たり6回分となっておりますが、先週の9日に国が5回分ということで訂正をしております。注射器の筒が特殊な形状でないと6回取れないということなので、当初6回分ということで広く情報を流しておりましたが、5回ということになりました。その結果、最小流通単位195バイアルは変わりませんが、1170回と書かれている箇所がありますが、これが975回に訂正しています。

当初、医療従事者や高齢者に対して接種が行われるのはファイザー社のワクチンですけれども、マイナス75度での保管が必要なこと、あるいは最小流通単位が195バイアルの975回接種分であること、厚労省はここ数日の報道等を見ておりますと、小分けすることについては当初言っていた3か所程度か

らもっと増やすようですが、まだ詳細の方は我々もつかめておりません。また、マイナス75度の冷凍庫の配付状況や、あるいはドライアイスでの保管は10日程度が限度で、冷凍庫から取り出した後の冷蔵保管も含め2週間程度で先ほど申し上げた975人に接種しなければならないこと、また、他のワクチンもそうなんですけれども、一度針を通すと6時間しかもたないこと等から集団接種会場を設置する自治体も多いことが予想される状況であります。

市町村の接種方法体制が、集団なのか個別なのか、あるいはそれらの併用なのか、また、ファイザー社のワクチンをどこまで小分けして流通や医療従事者等対応ができるのか、冷蔵庫保管が可能と言われておりますアストラゼネカ社の20回接種分が可能なワクチンの供給時期がいつになるのか等によりまして、住所地内接種の場合の医療機関への支払について、今後市町村から国保連合会へ委託の申し出があることも想定されますが、国の方は住所地外だけ国保連合会でやってくださいと、住所地内に関しては個別に市町村等とのやり取りによりやっても構いませんというようなスタンスとなっております。その際は受託についての検討を行いたいと考えておりますので、今後またご相談申し上げたいと思っております。すなわち、当初予算への計上は行っていないという現状でございます。以上で説明とさせていただきます。

## 司 会

ありがとうございます。それでは開会させていただきます。

本日の理事会は、ご出席いただいております理事さんが7名、所用のため、書面により審議に加わっていただいております理事さんが7名となっており、本会規約第32条の規定により理事会が成立することを報告させていただきます。

それでは、開会にあたり、中芝理事長よりご挨拶を申し上げます。

## 理 事 長

本日、理事会を開催いたしましたところ、皆様方には、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、平素は本会の事業運営に対しまして、格段のご支援とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスについては、感染者数が減少傾向にあるものの、大都市圏の緊急事態宣言が延長されるなど、未だ先を見通すことが困難な状況が続いております。

このような中、現在進められているワクチン接種事業について、市町村におかれましては、情報が不足する中で、短期間での実施体制の整備等、対応に苦

慮されていることと思います。

新型コロナウイルス対策に当たっては、国保連合会では国の要請により、これまで診療報酬の概算払いや、医療従事者等への慰労金・支援金の支払いなどを行ってきましたが、先ほど、常務理事から説明しましたとおり、住民が住所地外でワクチンを接種した場合の費用の支払いについても、新年度から担うこととなり、準備を進めているところでございます。

本会といたしましては、総力を挙げて支援するとともに、本体業務である審査支払業務の更なる充実・強化をはじめ、各種共同事業に取り組んでまいり所存でございますので、なお一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

本日ご審議いただきます案件は、先にご案内いたしましたとおり、規程の一部改正や令和3年度の事業計画、予算等、総会に附議する議案等についてでございます。

なお、本日の理事会に先立ちまして、この9日に理事保険者課長会議を開催し、課長さん方に内容を説明させていただいております。

この後、事務局から説明いたしますので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。簡単ではございますが、ご挨拶といたします。

## 司 会

それでは、議事に移らせていただきます。

はじめに、理事会の議長でございますが、本会規約によりまして、中芝理事長をお願いいたします。

## 議 長

規約の定めによりまして、議長を務めさせていただきます。

議事進行に、ご協力の程をお願いいたします。

議事に入ります前に、本日の議事録署名人ですが、中山理事さんと、井澗理事さんのお二人をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

報告事項 報告第1号「理事長専決処分について」事務局から説明いたします。

## 事 務 局

説明に入ります前に、先ほど理事長のご挨拶にもありましたように、去る2月9日に開催した理事保険者課長会議において2点質問がありましたので報告をさせていただきます。

1点目は、先ほど常務理事からも説明がありました、新型コロナ感染症に係

るワクチンの住所地外接種に係る費用の支払業務を国保連合会が行うことに関して、「県内の住所地外も県外の住所地外もすべて取扱うのか」、また、「市町村が行う集団接種の場合はどうなるのか」といった質問に対し、「和歌山県内の医療機関等で接種した住所地外接種分は本会が取り扱い、他府県の医療機関等で接種した場合は、所在する国保連合会が取り扱うことなどを、また、集団接種については、その中に住所地外の方がいる場合は連合会が取扱う」ことを説明させていただきました。

もう1点は、後ほど事業計画でも触れますが、3月稼働予定の「オンライン資格確認システムについて、10月からレセプトの振替事務が行われるようになるが、ほとんどのレセプトが振替可能になるのか」という質問に対し、対象となるのは国保単独のレセプトのみで、公費併用や高額療養費が発生するレセプトは対象外となる旨説明いたしました。理事保険者課長会議の質問につきましては以上でございます。

それでは、報告事項に入らせていただきます。

なお、参考までに、お手元に附議事項を要約した説明要旨をお配りしておりますが、附議事項本体で説明させていただきます。

## **報告第1号 理事長専決処分について**

記載しております、退職給付引当資産の処分及び令和2年度一般会計補正予算については、急を要しましたので、国民健康保険法第86条において準用する同法第25条の規定により、令和2年12月18日付けで専決処分をいたしましたので報告いたします。

### **1 退職給付引当資産の処分について**

職員1名が12月末に退職したことに伴い、退職手当支給に充てるため、積立金額3億5,973万7,551円のうち、1,729万7千円を処分し、令和2年度一般会計へ繰り入れいたしました。

### **2 令和2年度一般会計補正予算について**

退職給付引当資産の処分による繰入のため、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,729万6千円を追加し、総額を123億1,443万6千円といたしました。事項別明細書で説明いたします。

歳入の款5繰入金、目1退職給付引当資産繰入金と歳出の款2総務費、目2一般管理費でそれぞれ1,729万6千円増額いたしました。

報告事項については、以上です。

**議 長**

報告第1号について説明をいたしました。何かご質問等ございませんか。

**一 同**

質問等なし。

**議 長**

ないようでございますので、次に議決事項に入ります。

議案第1号から議案第4号は、規程の一部改正でございますので、一括議題とすることにご異議ございませんか。

**一 同**

異議なし。

**議 長**

異議なしとのことでございますので、議案第1号から議案第4号まで、事務局から説明いたします。

**事 務 局**

**議案第1号 事務局規程の一部を改正する規程について**

新旧対照表をお願いいたします。

オンライン資格確認業務と新型コロナウイルスワクチン接種費用の支払業務の受託に伴う一部改正で、第3条の事務分掌において、第3項の電算介護課にオンライン資格確認等に関する事、第4項の審査第1課に新型コロナウイルスワクチン接種の費用の支払に関する事、第5項の審査第2課にワクチン接種の計算事務に関する事をそれぞれ追加いたします。

**議案第2号 診療報酬審査支払特別会計経理規程の一部を改正する規程について**

こちらも新型コロナウイルスワクチン接種費用の支払業務の開始に伴うもので、国の通知に基づき第1条に文言を追加いたします。

**議案第3号 診療報酬審査委員会規程の一部を改正する規程について**

国保診療報酬審査委員会規程例に合わせ文言整理を行うもので、第8条第3項について、「、会長が特に必要と認める場合を除き」を削除いたします。

#### 議案第4号 保険者事務共同処理業務規程の一部を改正する規程について

第2条の共同処理の対象範囲における(1)一般業務について、アの被保険者情報の登録からキの事業状況報告の集計処理までをア共同処理基本業務に集約し、その中で(ア)から(キ)に分類します。クのレセプトの画像化及び原本管理はイとして区分します。

また、改正後の(イ)については、オンライン資格確認の開始にあたり、被保険者が療養の給付を受けるために医療機関等で行う資格確認と、本会が保険者から委託を受け共同処理として行う資格確認とを区別するため、文言の整理を行うものです。第7条についても同様に文言の整理を行います。以上、よろしくお願いいたします。

#### 議 長

議案第1号から議案第4号について説明いたしました。何かご意見、ご質問等ございませんか。

#### 一 同

質問等なし。

#### 議 長

ないようでございますので、議案第1号から議案第4号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

#### 一 同

異議なし。

#### 議 長

異議なしとのことでございますので、議案第1号から議案第4号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第5号「令和3年第1回通常総会の招集について」を議題とし、事務局から説明いたします。

#### 事務局

##### 議案第5号 令和3年第1回通常総会の招集について

第1回通常総会は、来る2月26日(金)午後1時30分から、日赤会館3階会議室での開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

## 議 長

議案第5号について、ご異議ございませんか。

## 一 同

異議なし。

## 議 長

異議なしとのことですので、令和3年第1回通常総会については、原案のとおり招集いたします。

次に、議案第6号「令和3年第1回通常総会に附議する議案について」事務局から説明いたします。

なお、議案第6号は31議案ございますので、まず1から7までを説明し、そこで一旦ご意見、ご質問等を伺い、引き続き8から31までを説明した上で、一括して議案第6号について皆様にお諮りいたしたいと思っております。それでは、事務局から説明いたします。

## 事務局

### 議案第6号 令和3年第1回通常総会に附議する議案について

これより説明いたします計31議案を予定しております。

#### 1 退職給付引当資産の処分について

職員2名の定年退職に伴う退職手当支給に充てるため、積立金額3億4,244万551円のうち、4,354万6千円を処分し、令和2年度一般会計へ繰り入れいたします。

#### 2 一般会計減価償却引当資産の処分について

本会事務局が入っております日赤会館は、本会を含む3者で所有していますが、現在は24時間有人で管理会社に委託しております。管理費が高額となってきたことから管理体制を見直し、令和3年度から、夜間の19時から翌日7時については機械警備に変更することとなりました。そのための機器等導入費用と本会が所有する冷温水ポンプの修繕のため、積立金額4億3,212万2,038円のうち、112万8千円を処分し、令和2年度の一般会計へ繰り入れいたします。

#### 3 令和2年度一般会計補正予算について

今申し上げた資産の繰り入れと退職手当の支給や会館管理体制変更に伴う



費用の増額補正となります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,467万3千円を追加し、総額を123億5,910万9千円といたします。事項別明細書で説明いたします。

歳入ですが、款5繰入金、目1退職給付引当資産繰入金で4,354万6千円、目2減価償却引当資産繰入金で112万7千円を増額し、歳出では同様に、款2総務費、目2一般管理費で退職手当分4,354万6千円、目4財産管理費で112万7千円を増額いたします。

#### 4 令和2年度診療報酬審査支払特別会計補正予算について

業務勘定ですが、新型コロナウイルス感染拡大による受診控えにより、手数料収入が減少したこと、オンライン請求システム等の機器更改に係る費用が当初の予定より安くなったこと及び新型コロナウイルスワクチン接種費用支払業務の初期費用について補正いたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,800万2千円を減額し、総額を7億653万円といたします。

歳入ですが、款1手数料は取扱件数が26万件減少することが見込まれることから、目1審査支払と目24共同処理合わせて2,538万円を減額し、これについては、款5繰越金と、歳出の予備費で調整します。款2国庫支出金はワクチン接種費用支払に係るシステム等初期導入経費として、492万8千円を増額し、歳出で同額を補正します。また款4繰入金、目2減価償却引当資産繰入金ではシステム導入に係る資産取崩を歳出の実績に合わせ1,905万円減額します。

#### 5 令和2年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計補正予算について

業務勘定ですが、国保と同様、手数料収入の減とシステム導入費が安くなったことに伴う減額補正となります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,947万7千円を減額し、総額を7億1,644万5千円といたします。

歳入ですが、款1手数料を目1審査支払と目19代行処理合わせて28万件減の3,074万8千円を減額し、これについては、款6繰越金と、歳出の人件費で新規採用を見送ったことや、12月末で職員1名が退職したことによる給料等と、件数の減に連動する委託料の減により調整します。款5繰入金、目2減価償却引当資産繰入金では、資産取崩を歳出の実績に合わせて、2,514万1千円を減額いたします。

6 令和2年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計補正予算について  
業務勘定ですが、健診の受診控えによる手数料減に伴う補正で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ407万4千円を減額し、総額を3,866万円といたします。

歳入の款1手数料を407万4千円減額し、歳出の款6予備費を減額することといたします。

#### 7 令和2年度障害者総合支援法関係業務等特別会計補正予算について

障害介護と障害児の支払勘定において、給付費が当初の見込みを上回る伸びとなりましたので、それぞれ増額補正いたします。

障害介護給付費支払勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1千万円を追加し、総額を236億6,352万2千円といたします。

また障害児給付費支払勘定は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6千万円を追加し、総額を46億9,919万2千円といたします。

障害介護給付費支払勘定では、障害介護給付費等の受入金と支出金をそれぞれ2億1千万円増額いたします。

障害児給付費支払勘定でも同様に、障害児給付費等の受入金と支出金で、それぞれ6千万円増額いたします。以上、よろしく願いいたします。

#### 議 長

議案第6号の1から7までを説明いたしました。何かご意見、ご質問等ございませんか。

#### 一 同

質問等なし。

#### 議 長

それでは、議案第6号の8から31までを事務局から説明いたします。

#### 事務局

##### 8 令和3年度事業計画について

1 最近の情勢ですが、連合会を取り巻く情勢について、5点挙げております。

一つ目の新型コロナウイルスの感染拡大に伴う対応ですが、先ほど理事長のご挨拶にもありましたが、本会では受診控え等により資金調達が困難となった医療機関等に対し診療報酬等の概算前払を行うとともに、医療従事者等に対する慰労金や医療機関等の感染拡大防止等のための支援金の支給措置について

も、県からの委託を受け申請受付や支払事務等を担っています。

未だ予断を許さない状況が続く中で、国においてはワクチン接種に必要な体制整備が進められており、市町村等の事務負担の軽減を図るため、住民が住所地外の医療機関等で接種を受けた場合の費用請求について、国保連合会が支払事務を担うこととなっています。

二つ目の保健事業の取り組みでは、国においては高齢者人口がピークを迎える2040年頃を見据え、健康寿命を男女とも3年以上延伸させ、75歳以上とすることを目指しています。

このため、国保連合会においても保健事業への積極的な取り組みが求められており、昨年4月から本格実施となった高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施では、今後事業実施市町村が増えることで、その役割も一層大きくなってきます。

三つ目の医療保険制度におけるオンライン資格確認等システムの整備と活用では、本年3月に稼働するオンライン資格確認等システムにより、保険者等での事務負担の減少が期待されています。更に、被保険者が自らの特定健診結果等を照会したり、医療機関等で薬剤情報等を照会することも可能となりますが、国では、今後もデータヘルス改革を加速度的に推進することを考えており、国保連合会としても、この改革にどのように取り組むか、検討を進めていくこととしています。

四つ目の審査支払業務改革に関する取り組みでは、令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」において、国保も含めた審査支払機能の在り方として、令和6年の国保総合システムの更改に向け、審査基準の統一化や審査支援システムの整合的かつ効率的な運用を実現するための具体的工程を明らかにすることとされました。

これを受け厚生労働省では、検討会を設置し、審査結果の不合理な差異の解消や支払基金と国保連合会のシステムの在り方について、令和2年度中に意見を取りまとめることとしており、国保中央会ではその意見等も踏まえた上で、国保総合システムの更改に向けた対応方針を決定する予定としています。

ここから少し補足となりますが、こうした中、このほど国保中央会では、国保総合システムは支払基金にない保険者共同処理や外付けシステムなどもあり、加えて後期高齢者医療の請求支払や介護保険、特定健診、KDBシステム等とも連携していることから、目指すべき将来像の構築に向け令和6年度更改においては、まず「単純クラウド化」を実施したうえで、保険者業務への影響やリスク等を勘案し、段階的な対応をとっていくことを提起したところです。

このことで、国保保険者では今後支払基金との共同開発やクラウド化、システム一元管理等により、中長期的には費用の逡減が期待できますが、短期的に

は共同利用機能開発に伴うかかりまし費用が生じるため、負担増となることが考えられます。

また、これまでの機器更改は国保サイドだけの考えで行われてきましたが、これからは厚生労働省が中心となり、支払基金と共同して開発することとなりますので、かかる費用に対し国保として応分の負担をしていくこととなります。

令和6年度の機器更改の経費が見えない中ではありますが、各連合会が積み立てている減価償却引当資産やICT積立資産では不足が見込まれるといわれていますので、ICT積立資産の積み増しや手数料の引き上げをお願いせざるを得なくなることも考えられます。

おって、厚生労働省からも保険者に対し協力依頼が行われる予定と聞いていますが、国保中央会から令和4年度以降の負担金などの情報が入り次第、手数料引き上げのお願いをさせていただきたいと考えています。

五つ目の介護保険制度をめぐる動きでは、高齢化の進展等により、今後介護サービスの需要の増加やニーズの多様化が一層進む中、第8期介護保険事業計画においても、団塊の世代が75歳以上に達する2025年などを見据えたサービスや人的基盤の整備等の実現が位置づけられています。

こうした中、国保連合会には介護給付等適正化事業のより一層の取組強化と、市町村の地域包括ケアシステム構築への積極的な支援が求められています。

こういった情勢等も踏まえ、2基本方針ですが、令和3年度は以下の基本方針に基づき、事業運営に努めてまいります。

(1) 保険者支援事業ですが、保険者の国保事業への支援では、各種協議会の運営、広報事業の推進、保険者における各種事業の諸問題の検討、国保制度の改善強化等に取り組みます。

保険者の保健事業への支援ですが、国保データベース(KDB)システムの活用促進等では、実機を用いた研修会を開催する他、本会職員のスキルアップに努め、分析資料の作成などに取り組みます。国保・後期高齢者ヘルスサポート事業の推進では、保険者が実施する保健事業がデータ分析に基づくPDCAサイクルに沿って効果的に展開できるよう、保健事業支援・評価委員会による支援に取り組みます。高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施への取組では、県及び後期高齢者医療広域連合と連携し、市町村に対し高齢者の保健事業セミナーを開催いたします。

(2) 国保診療報酬等に関する事業の診療報酬等審査支払業務の実施では、医療機関等からの診療報酬等の請求に対して、適正に審査支払を行います。

審査業務充実・高度化への適切な対応では、審査事務共助に関する取組とし

て、審査支援システム等の有効活用や審査委員、職員間の連携強化、研修による職員の審査能力の向上を図ることにより、専門的かつ効果的な審査事務共助に取り組みます。審査支払業務改革への対応では、審査基準の差異解消や国保総合システムの支払基金新システムとの整合的かつ効率的な機能の実現に向け、引き続き国保中央会や全国の国保連合会とともに準備を進めます。

柔整療養費の適正化の推進では、適正な審査支払とともに、新たに柔整審査委員会に面接確認委員会を設置し、柔整療養費の適正化を一層推進します。

保険者事務共同処理の実施では、保険者における事務の効率化や負担の軽減を図るため、共通する事務について一元的に処理を行います。

オンライン資格確認等に係る対応では、レセプト振替や薬剤・医療費情報の閲覧のためのレセプト情報等の連携など、必要な対応を行ってまいります。

(3) 後期高齢者医療診療報酬等に関する事業では、広域連合から受託する各種代行業務について、迅速かつ正確に処理を行ってまいります。

(4) 特定健康診査等事業では、健診等機関からの請求に対し適正な支払に努めるとともに、データ管理や共通する事務について一元的に処理を行います。

(5) 第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業では、自動車事故など、第三者の不法行為により生じた保険給付について、加害者に対し、損害賠償請求を行います。

また、第三者行為の疑いレセプトの抽出や負傷原因調査票の作成の他、研修事業や広報事業等に取り組みます。

(6) 介護保険事業では、制度改正及び報酬改定に対応するとともに、審査支払及び共同処理業務を適正に行います。また、介護給付費適正化事業として、医療情報との突合点検や縦覧点検処理などに取り組んでまいります。

(7) 障害者総合支援事業についても、介護保険事業と同様、審査支払及び共同処理業務を適正に行ってまいります。

(8) その他事業運営では、記載の基幹系システムについて、開発元の国保中央会と連携を図り、引き続き安定運用に努めます。

また、被保険者数の減少により手数料収入の確保が困難を増す中、先ほど最近の情勢のところで申し上げましたとおり、審査支払業務改革等に伴う負担増の影響で、令和3年度以降一層厳しい財政状況が予想されることから、引き続き経費の削減等に取り組むとともに、計画的かつ適正な財政運営を推進いたします。

3事業内容ですが、記載の事業を、ただ今申し上げた基本方針に基づき実施してまいります。新たな取り組みや主な点のみ説明させていただきます。

(1) 保険者支援事業等のキの事業振興に関することでは、国保制度改善強

化や財政基盤の安定化を推進するため（ア）国保制度改善強化全国大会へ参加するとともに、（イ）政府や国会に対して陳情を行います。

また、和歌山県では全国大会に先立ち、本会理事長をはじめ役員さん方により、本県選出国會議員への陳情を行います。

なお、令和3年度の全国大会については、あくまでも現時点での案ですが、令和3年11月19日（金）に有楽町朝日ホールにて開催予定となっています。

クの保健事業に関することでは、先ほど基本方針のところで申し上げたとおり、特に（ア）国保データベース（KDB）システムを活用した保健事業の支援、（イ）国保・後期高齢者ヘルスサポート事業への支援、（エ）高齢者の保健事業セミナーを中心に、関連事業も含め積極的に取り組んでまいります。

なお、事業の実施時期については、新型コロナウイルスの感染拡大やワクチン接種等の関係もありますので、今後の状況等を見ながら、適切な時期、あるいは方法で開催させていただきたいと考えています。

（2）国保診療報酬等に関する事業では、適正かつ公平な審査を行うため、（ア）審査委員会を毎月開催するとともに、（イ）審査の充実・高度化に向けた取り組みを進めてまいります。

⑤抗体検査等費用に関する業務では、先ほど規程の一部改正で申し上げましたとおり、イ 新型コロナウイルスワクチン接種費用支払業務として、新たに費用の計算事務及び保険医療機関等への支払を行います。

⑥のオンライン資格確認等に関する業務では、資格確認等システムを活用して行われる特定健診情報等の閲覧に必要な情報を連携してまいります。

（3）後期高齢者医療診療報酬に関する事業では、③オンライン資格確認等に関する業務として、国保と同様、情報連携を行ってまいります。

事業内容については、以上でございます。

## 9 令和3年度負担金及び手数料について

会員の皆様には11月10日付けで事務局案をお示しさせていただいております。変更点のみ説明させていただきます。

国保情報集約システム手数料ですが、手数料単価の算定基礎となる令和2年4月末の被保険者数が前年より減少したことにより、1人当たり1年につき、10円50銭引き上げさせていただき、271円80銭といたします。

また、規程改正で説明しましたとおり、3 共同処理手数料、（1）国保共同処理手数料（一般業務）のアとイを記載の名称に変更いたします。

私からの説明は、以上でございます。

## 事務局

私からは、令和3年度各会計予算について説明いたします。附議事項とは別に、複式の収支予算書を参考までに作成してお配りしておりますが、説明は附議事項でいたします。

### 10 一般会計減価償却引当資産の処分について

減価償却ソフト購入のため、積立金額4億4,082万8,038円のうち、33万円を限度として処分し、令和3年度の一般会計へ繰り入れいたします。

### 11 一般会計財政調整積立金の処分について

一般会計の歳入不足を補填するため、積立金額4億7,823万1,759円のうち、180万円を限度として処分し、令和3年度の一般会計へ繰り入れいたします。

### 12 令和3年度一般会計予算について

歳入歳出予算の総額は1億6,690万5千円といたします。事項別明細書で説明いたします。

歳入の款1負担金は8,115万9千円で、前年度と比較して219万円減となります。説明欄に記載の会員負担金は、被保険者数を9千人減の23万7千人と見込み、7,636万円余りを計上いたします。

款2国庫支出金は、説明欄にありますとおり、保険運営安定化対策事業補助金など合計で910万4千円を見込みます。

款5繰入金は7,070万1千円で、項1特別会計繰入金では、説明欄に記載の一般会計で管理する人件費や会館の維持管理などの共通経費や、退職給付引当資産に充てるため、それぞれの特別会計から応分の繰入を行うことといたします。

項2積立金繰入金では、資産取り崩し分を繰り入れいたします。

款7諸収入は590万3千円で、主に目4の物資斡旋受入金は、保険者向けの書籍や被保険者証のビニールカバー等を斡旋した受入金で、同額を業者に支払います。

歳出ですが、款2総務費は7,829万2千円で、目1役員費をはじめ、目2一般管理費では職員等の人件費など、目4財産管理費では、会館維持管理の経費などを計上しています。なお、経費削減のため、公用車については現在3台保有していますが、令和3年度からは残存価格の高い普通車1台のリース契約を解約し2台といたします。

款3事業費は4,026万9千円で、目6保健事業費では、保健師の人件費

をはじめ、在宅保健師の会の活動経費や国保データベースシステムの運用経費等を計上しています。

款4積立金は3,500万円で、目1退職給付引当資産で2,656万6千円を、目2減価償却引当資産では843万3千円を積み立ていたします。

款6諸支出金は1,057万8千円で、主なものは目1中央会負担金で、記載のとおり一般会費やKDBなどの保健事業等保険者支援負担金などです。

一般会計予算については、以上です。

### 1.3 診療報酬審査支払特別会計財政調整基金積立資産の処分について

連合会が積立資産として認められるもののうち、手数料の10%を上限に認められている財政調整基金積立資産と、手数料の30%を上限に認められているICTの積立資産については、年度末の決算見込みで、その範囲内なのかどうかを確認して、それぞれの上限内に積み立てをし直すという洗い替えという行為が必要となります。そのための取り崩しで、積立金額の全額5千万円を処分し、令和3年度業務勘定へ繰入いたします。

### 1.4 診療報酬審査支払特別会計減価償却引当資産の処分について

オンライン資格確認等システム導入とファイル共有サーバ機器更改に伴い、積立金額5億1,360万7,432円のうち、641万5千円を限度として処分し、令和3年度業務勘定へ繰入いたします。

### 1.5 診療報酬審査支払特別会計ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産の処分について

財政調整基金積立資産と同様に洗い替えのための取り崩しです。

### 1.6 令和3年度診療報酬審査支払特別会計予算について

歳入歳出予算の第1条をご覧ください。この会計には、審査支払事業の経費を賄う業務勘定のほかに、記載の4つの支払勘定があります。

説明につきましては、業務勘定のみ事項別明細書で説明させていただき、保険者等から資金を受け入れて医療機関等に支払をします支払勘定は、このページにより予算総額等を説明させていただきます。他の特別会計も同様にさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

業務勘定の予算総額は、6億6,789万7千円で、被保険者数の減少やコロナの影響による取扱件数の減と、令和2年度にオンライン請求システム等の機器更改を終えたことなどにより、前年度と比較して5.5%の減となります。

診療報酬支払勘定は833億400万1千円で、被保険者数の減少やコロ



ナの影響等を勘案いたしまして、前年度と比較して1.5%の減、公費負担医療に関する診療報酬支払勘定は36億7,042万3千円で、前年度と比較して2.4%の減、出産育児一時金等に関する支払勘定は3億7,805万2千円で、前年度と比較して10%の減といたします。

抗体検査等費用に関する支払勘定は3億5,278万3千円で、新型コロナワクチン接種費用については、令和元年度から実施しています風しん抗体検査等費用に加え、この勘定で受払を行うこととなります。ワクチン接種費用については、2億8,900万円余りを見込んでいます。

それでは、業務勘定の事項別明細書をお願いいたします。

歳入の款1手数料は5億5,410万3千円で、国保診療報酬審査支払手数料、国保被保険者に係る公費の手数料並びに共同処理手数料の計24種類と、出産育児一時金の支払と、風しん対策及び新型コロナワクチン接種の事務費となります。前年度と比較して1,800万円余りの減となっております。

目1国保診療報酬審査支払手数料は2億1,943万3千円で、コロナの影響と被保険者数の減少により取扱件数の減少が見込まれるため、前年度と比較して1,900万円余りの減を見込んでいます。

目24共同処理手数料は、2億4,313万5千円で、取扱件数の減少により2,700万円余りの減となっています。

項2事務費では、目3に新型コロナワクチン接種事務費を新設し、取扱件数127,000件を見込み、3,810万円を計上いたします。

歳出の款1総務費は4億3,523万5千円で、審査支払業務や共同処理業務に要する経費となります。人件費や電算処理の委託料が主なものとなります。

項1審査支払管理費では、目5新型コロナワクチン接種事業費を新設し、ワクチン事業に係る人件費や電算処理の委託料等3,810万1千円を計上しています。

款2審査委員会費は2,743万3千円で、審査委員会委員の報酬や開催経費を計上しています。経費は後期高齢者業務勘定と按分しています。

款5積立金は1億2,748万7千円で、洗い替えや減価償却引当資産を積み立ていたします。

款7諸支出金は5,447万6千円で、目3他会計繰出金では、説明欄に記載の費用について、1,847万6千円を一般会計へ繰り出します。

以上で、業務勘定の説明を終わります。

## 17 後期高齢者医療事業関係業務特別会計財政調整基金積立資産の処分について

洗い替えのための取り崩しです。

## 18 後期高齢者医療事業関係業務特別会計減価償却引当資産の処分について

国保と同様にオンライン資格確認等システム導入等に伴い、積立金額2億28万7,599円のうち、447万4千円を限度として処分し、令和3年度の同会計業務勘定へ繰入いたします。

## 19 後期高齢者医療事業関係業務特別会計ICT等積立資産の処分について

洗い替えのための取り崩しです。

## 20 令和3年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計予算について

歳入歳出予算第1条ですが、後期高齢者医療の特別会計も、国保と同様に業務勘定と記載の2つの支払勘定があります。

予算の総額は、業務勘定は6億8,728万3千円で、コロナ感染症の影響による取扱件数の減と、令和2年度にオンライン請求システム等の機器更改を終えたことにより、前年度と比較して7.6%の減となっています。

診療報酬支払勘定は1,576億9,200万2千円で、被保険者数の伸びの停滞やコロナの影響等を勘案いたしまして、前年度と同額、公費負担医療に関する診療報酬支払勘定は11億9,476万4千円で、前年度と比較して1.5%の減を見込んでおります。

後期高齢者業務勘定について、事項別明細書で説明いたします。

歳入の款1手数料は5億8,835万4千円で、後期高齢者の審査支払手数料をはじめ19種類となります。目1後期高齢者医療診療報酬審査支払手数料は3億2,380万3千円で、コロナ感染症による取扱件数の減などから、前年度予算と比較して1,400万円余りの減を見込んでいます。

目19代行処理手数料についても、取扱件数の減により、前年度予算と比較して840万円余りの減を見込んでいます。

歳出の款1総務費は4億9,003万9千円で、人件費や電算処理業務委託料等が主なものとなります。

款2審査委員会費は3,433万2千円で、経費は国保の業務勘定と併せての負担となっています。

款5積立金は1億762万6千円で、目4ICT等積立資産では1千万円増

額し、2千万円を積み立ていたします。

款7諸支出金は、国保と同様に一般会計へ3,296万円を繰り出します。  
後期高齢者業務勘定の説明は以上です。

## 2.1 特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計財政調整基金積立資産の処分について

## 2.2 特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産の処分について

洗い替えです。

## 2.3 令和3年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計予算について

予算の総額は、業務勘定は4,655万1千円で、前年度と比較して8.9%の増、特定健診・特定保健指導等支払勘定は6億2,500万2千円で、被保険者数の減少に合わせ令和3年度でも新型コロナの影響がある程度残ることを想定し、前年度との比較で3.1%の減、後期高齢者健康診査支払勘定は3億7,200万2千円で2.1%の減を見込んでいます。

特定健康診査等業務勘定について事項別明細書で説明いたします。

歳入の款1手数料は3,252万7千円で、目1特定健診・保健指導等手数料で、被保険者数の減少やコロナの影響等により170万円余りの減を見込んでいます。

歳出の款1総務費は1,873万4千円で、人件費のほか、システムの運用に係る委託料が主なものです。

款2積立金は1,734万7千円で、目4ICT等積立資産では300万円増額し、800万円を積み立ていたします。

特定健診等業務勘定については、以上となります。

## 2.4 第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計について

予算の総額を3億8,159万5千円といたします。事項別明細書を願いたします。

歳入の款1損害賠償受入金は3億5千万円で、昨年度と同額を見込みます。歳出の支出金も同額を計上します。

款2手数料は3,033万2千円で、国保の被保険者数の減少や事故件数の減少などにより、前年度と比較して35万円の減としております。

歳出の款1総務費は2,963万1千円で、人件費とシステムの運用管理や広報事業に係る委託料が主なものです。

第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計については、以上です。

25 介護保険事業関係業務特別会計財政調整基金積立資産の処分について  
26 介護保険事業関係業務特別会計ICT等を活用した審査支払業務等の  
高度化・効率化のための積立資産の処分について

洗い替えです。

27 令和3年度介護保険事業関係業務特別会計予算について

予算の総額は、業務勘定は2億9,681万1千円、介護給付費等支払勘定は1,049億725万7千円、報酬改定の影響等を見込みまして、前年度と比較して1.9%の増、公費負担医療等に関する報酬等支払勘定は10億5,806万6千円で、前年度と同額といたします。介護保険業務勘定について、事項別明細書で説明いたします。

歳入の款1手数料は1億3,141万1千円で、項1手数料は15種類の審査支払手数料のほか、共同処理手数料と特別徴収経由機関業務手数料となります。

款4負担金は918万円で、前年度と同額といたします。

款5主治医意見書料等受入金は1億2,199万1千円で、歳出で同額を医療機関等に支払います。

歳出の款1総務費は9,280万4千円で、人件費とシステム運用経費が主なものになります。

款4国保中央会負担金は3,409万6千円で、説明欄に記載の介護保険審査支払等システム等に係る負担金等です。

介護保険業務勘定については、以上です。

28 障害者総合支援法関係業務等特別会計財政調整基金積立資産の処分について

29 障害者総合支援法関係業務等特別会計ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産の処分について

洗い替えです。

30 令和3年度障害者総合支援法関係業務等特別会計予算について

予算の総額は、業務勘定は6,066万2千円で、前年度と比較して5.6%の増となります。障害介護給付費支払勘定は9.3%増の256億4,010万2千円で、障害児給付費支払勘定は15.8%増の53億7,240万4千円といたします。障害者総合支援業務勘定の事項別明細書をお願いいたします。

歳入の款1手数料は4,830万6千円で、項1障害介護給付費等審査支払手数料は障害介護給付費及び障害児給付費の審査支払手数料と共同処理事務

手数料の3種類です。

歳出ですが、款1総務費は3,005万4千円で、人件費とシステム運用経費が主なものとなります。

款2国保中央会負担金は、中央会の共同受付システム等負担金などで、1,356万3千円を計上しております。

障害者総合支援業務勘定は、以上です。

### 3 1 令和3年度一般会計及び特別会計一時借入金について

総額は前年度と同額の41億8,800万円、借入限度額、借入方法、借入利率及び償還方法についても変更ないということで、借入先である指定金融機関の紀陽銀行と調整済みとなっています。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

#### 議 長

議案第6号の8から31までを説明いたしましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

#### 一 同

質問等なし。

#### 議 長

ないようでございますので、議案第6号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

#### 一 同

異議なし。

#### 議 長

異議なしとのことでございますので、議案第6号は原案のとおり可決いたしました。

以上をもちまして、予定されております議案審議は、すべて終了いたしました。他に何かございませんか。

#### 一 同

特になし。

議 長

特にないようでございますので、本日の理事会は、以上をもって終わらせていただきます。

議事進行にご協力をいただきありがとうございました。

(時：午後2時50分)

以上理事会の議事録は事実と相違ないことを証明いたします。

議事録署名人

理 事 有 田 川 町 長 印

理 事 白 浜 町 長 印